

振込機（ATM）をご利用のお客様 各位



「振込規定」一部改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当組合では、全銀システムの稼働時間拡大に伴い、振込機（ATM）による被仕向金融機関への振込通知の発信日の変更になることから、振込規定を一部改定しましたのでお知らせいたします。

なお、このお取扱いは、平成30年10月9日（火）以降、振込機（ATM）をご利用のお客様に適用されます。

記

1. 改定日 平成30年10月9日（火）

2. 対象規定

規定名	改定箇所
振込規定	第4条（振込通知の発信）

2. 改定内容

（下線部分が改定箇所です。）

改定前	改定後
<p>4.（振込通知の発信）</p> <p>(1) 振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。</p> <p>① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、午後2時以降の受付分および振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</p> <p>② 文書扱いの場合には、依頼日以後3営業日以内に振込通知を発信します。</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後および金融機関休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、電信扱いのときは依頼日の翌営業日に、また、文書扱いのときは依頼日のよく営業日以降3営業日以内に振込通知を発信します。</p>	<p>4.（振込通知の発信）</p> <p>(1) 振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。</p> <p>① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、午後2時以降の受付分および振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</p> <p>② 文書扱いの場合には、依頼日以後3営業日以内に振込通知を発信します。</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後および金融機関休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、電信扱いのときは依頼日の<u>当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。</u>また、文書扱いのときは依頼日の翌営業日以降3営業日以内に振込通知を発信します。</p>

以上